

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県青少年健全育成条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">(性的好奇心をそそるおそれがある衣服等)</p> <p>第一条 条例第三条第十二号二(1)に規定する規則で定める衣服は、水着又は下着とする。</p> <p>2 条例第三条第十二号二(2)に規定する規則で定める衣服は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校において着用を指定する生徒制服又は体操着とする。</p> <p>3 条例第三条第十二号二(3)に規定する文字、数字その他の記号は、別表のとおりとする。</p> <p>4 条例第三条第十二号二(3)に規定する映像、写真又は絵は、第二項に規定する生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものとする。</p> <p>第二条～第五条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(従業者名簿)</p> <p>第六条 有害役務営業者は、当該有害役務営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る条例第十七条の七の従業者名簿を備えておかなければならない。</p> <p>2 条例第十七条の七に規定する規則で定める事項は、有害役務営業に従事する者に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 生年月日</p> <p>三 住所</p> <p>四 性別</p> <p>五 採用年月日</p> <p>六 従事する業務の内容</p> <p>七 退職(死亡を含む。)の年月日及びその事由</p> <p>第七条～第十一条 (略)</p> <p>別表(第一条関係)</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県青少年健全育成条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第五条～第九条 (略)</p>

改正後	現行
<p>J、K、15歳、16歳、17歳、18歳、高1、高2、高3、高校1年生、高校2年生、高校3年生、子ども、インターハイ、ジャージ、スクール、スクール水着、スク水、セーラー服、ティーン、テスト、ブルマ、ブレザー、ランドセル、乙女、女の子、開校、課外、学院、学園、学生、学生服、学年、学校、家庭科、教育実習生、教師、教室、現役、高校、高校生、校則、公立、黒板、在校生、児童、授業、授業料、出席表、出席簿、少女、女子校生、女子高生、私立、新学期、新入生、生徒、制服、先生、全日制、卒業、体育祭、体操着、体操服、担任、中学生、通学路、転校生、同級生、登校、当校、特待生、日直、入学、部員、部活、部活動、放課後、娘、優等生</p> <p>備考 平仮名、片仮名、漢字又はローマ字の表示又は当て字によつて同一に呼称するものを含む。</p> <p>様式第一号 (第3条関係) (略)</p> <p>様式第二号 (第3条関係) (略)</p> <p>様式第三号 (第3条関係) (略)</p> <p>様式第四号 (第3条関係) (略)</p> <p>様式第五号 (第5条関係) (略)</p>	<p>様式第一号 (第2条関係) (略)</p> <p>様式第二号 (第2条関係) (略)</p> <p>様式第三号 (第2条関係) (略)</p> <p>様式第四号 (第2条関係) (略)</p> <p>様式第五号 (第4条関係) (略)</p>

改正後

様式第六号(第11条関係) 表面 (略)

裏面

埼玉県青少年健全育成条例抜粋

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(立入調査)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- (1) 図書等又はがらん具等の販売又は貸付けを営む場所
- (2) 興行を行う場所
- (3) 利用カード等の販売を営む場所
- (4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所
- (5) ~~店舗型有害役務営業の営業所~~
- (6) ~~無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所(客の依頼を受けて派遣される第3条第12号イからハまでに規定する役務を行う者を待機させるための施設をいう。)~~
- (7) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所
- (8) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
- (9) 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
- (10) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。)を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (2) ~~第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者~~

現行

様式第六号(第9条関係) 表面 (略)

裏面

埼玉県青少年健全育成条例抜粋

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(立入調査)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- (1) 図書等又はがらん具等の販売又は貸付けを営む場所
- (2) 興行を行う場所
- (3) 利用カード等の販売を営む場所
- (4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所
- (5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所
- (6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
- (7) 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
- (8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。)を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者